

令和5年9月1日
全国青年税理士連盟
会長 富川 和將
東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-8
代々木第10下田ビル7F
電話 03-3354-4162

インボイス制度に対する反対声明

私たち全国青年税理士連盟は、昭和42年の設立以来、国民のための税理士制度、税務行政、税制を実現することを目的に租税制度その他の諸制度について研究し、積極的な提言を行うなど日々活動しております。

さて、本年10月1日より適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が開始されることとなっており、この適格請求書等を保存しなければ、事業者は原則として仕入税額控除の適用を受けることができなくなります。各業界から反対声明が出される中、このままインボイス制度が開始されれば、廃業を余儀なくされる事業者が少なからず出てしまうことは間違いありません。

当連盟は、以下の理由によりインボイス制度に強く反対するとともに、本年10月1日に開始されるインボイス制度を直ちに廃止することを求めます。

（理由）

1. 小規模事業者間における課税の公平性、中立性をゆがめるため

消費税法第9条（小規模事業者に係る納税義務の免除、以下「法第9条」とする。）の立法趣旨は、免税事業者の納税に関する事務負担等を考慮して設けられていますが、インボイス制度の導入により、主としてB to B取引を行う小規模事業者が従来通り法第9条の適用を受けようとする場合、市場取引から排除される危険性があり、課税の公平性及び中立性の観点から問題があります。また、それを回避するためにあえて課税事業者を選択することは可能ですが、その場合、同じ小規模事業者であってもB to C取引が中心で課税事業者を選択する必要がない事業者と、課税事業者を選択せざるを得ない事業者とでは、これまで法第9条によって一定の公平性及び中立性が保たれていた小規模事業者への取扱いが異なることとなり、問題があります。

2. 事業者へ過度の事務負担を強いるため

免税事業者にとってインボイス制度への対応は事務負担が大きくなるばかりではなく、費用面でも大きな負担を強いられることは容易に想像ができます。また、免税事業者のみならず、課税事業者である多くの事業者の事務負担の観点においても、仕入税額控除を受けるための確認業務や訂正依頼など、現行法の前段階税額控除方式と比べると、当初想定している以上の負担増が見込まれ、簡素の観点からも問題があります。さらに、課税事業者にとっては免税事業者との取引における事務負担の観点から、免税事業者との取引を断念せざるを得ない場合もあり、免税事業者が市場取引から排除される大きな要因となります。

3. 平成 28 年改正法附則第 52 条及び第 53 条、第 51 条の 2 の経過措置は、一時的な措置であり、免税事業者にとって根本的な解決にはならないため

免税事業者が市場取引から排除されることを防止するために設けられた平成 28 年改正法附則第 52 条及び第 53 条の経過措置（以下、「仕入税額控除における 80%・50%の経過措置」とする。）に関して、買い手側にとっては、たとえ免税事業者からの課税仕入れの 80%や 50%を一時的に仕入税額控除ができるようにしたとしても事務負担の軽減にはならず、免税事業者の市場取引排除への対策としては、根本的な問題の解決にはなりません。

また、免税事業者の事務及び税負担に配慮して設けられた平成 28 年改正法附則第 51 条の 2（以下、「2 割特例の経過措置」とする。）についても、有利不利を判断するうえでは極めて複雑であり、課税事業者を選択せざるを得ない事業者にとっての負担は計り知れません。

仕入税額控除における 80%・50%の経過措置や 2 割特例の経過措置は、あくまでも一時しのぎの措置であり、小規模な事業を展開する免税事業者にとっては根本的な解決にはならないため、インボイス制度は即刻廃止すべきです。